

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金  
算定規則事業者設定基準並びに燃料費調整制  
度における換算係数及び基準調整単価届出書

販本発4第15号

令和5年1月23日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋本展秀

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準並びに燃料費調整制度における換算係数及び基準調整単価を定めたので届け出ます。

(別 表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第8条第2項	送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準
第18条第4項	特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第40条第2項	燃料費調整制度における換算係数
第40条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

(1) 活動帰属基準

	配 分 基 準
修繕費	直課された各部門人員数比
賃借料	直課された各部門人員数比
固定資産税	直課された各部門人員数比
減価償却費	直課された各部門人員数比
固定資産除却費	直課された各部門人員数比
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門人員数比
社債発行費	直課された各部門人員数比

(2) 配賦基準

	配 分 基 準
委託費	直課された各部門人員数比
損害保険料	直課された各部門人員数比
電気事業報酬	直課された各部門人員数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準である自己所有物件に係る床面積比の算出が困難であることに加え、各基礎原価等項目は人員数の多寡と相関があると考えられることから、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、上記に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

(1) 活動帰属基準

	配 分 基 準
修繕費	直課された人員数比
賃借料	直課された人員数比
固定資産税	直課された人員数比
減価償却費	直課された人員数比
固定資産除却費	直課された人員数比

(2) 配賦基準

	配 分 基 準
委託費	直課された人員数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準である自己所有物件に係る床面積比の算出が困難であることに加え、各基礎原価等項目は人員数の多寡と相関があると考えられることから、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、上記に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

送電配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準  
[第8条第2項関係]

	配 分 基 準
給料手当	送配電非関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方）	送配電非関連固定費に整理。
雑給	送配電非関連固定費に整理。
消耗品費	送配電非関連固定費に整理。
修繕費	送配電非関連固定費に整理。
委託費	送配電非関連固定費に整理。
養成費	送配電非関連固定費に整理。
諸費	送配電非関連固定費に整理。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に整理。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理。

(別 紙)

特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準  
[第18条第4項関係]

(料金の決定)

1. 契約種別

契約種別は、特定需要について電気の使用形態、使用期間、計量方法等による原価の差異を考慮して、以下のとおり設定する。

需 要 種 別	契 約 種 別
特 定 需 要	定額電灯、従量電灯、臨時電灯、 公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、 農事用電力

2. 料金制

料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制又は需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

3. 料金率

料金率は、特定需要の原価にもとづき、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、契約種別ごとの電力使用原単位、電力使用の昼夜間格差、使用期間等の電気の使用形態、計量方法等、供給原価を構成する要素を勘案し、各契約種別ごとの負担が公平となるように定める。

(1) 基本料金

基本料金は、原則として、1月を単位とし、需要の規模に応じ、使用する負荷設備、最大電流等を基準に定める。

(2) 電力量料金

①電灯需要

電灯需要の電力量料金については、使用電力量を3段階に区分し、区分ごとに料金が異なる3段階料金制（てい増料金制）を適用する。

ア 第1段階の使用電力量に対する電力量料金については、イの料金より低廉なものとする。

イ 第2段階の使用電力量に対する電力量料金については、おおむね平均費用に基づくものとする。

ウ 第3段階の使用電力量に対する電力量料金については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

エ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき120キロワット時とし、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金については、需要電力のピークが夏季にあることから、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季の別にそれぞれ定める。

(別 紙)

燃料費調整制度における換算係数

[第40条第2項関係]

燃料費調整制度における換算係数	石 油	0. 0047
	液化天然ガス	0. 3829
	石 炭	0. 6581

(別紙)

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第40条第4項関係]

区分	単位	基 準 調 整 単 価
		円 錢厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 710
20Wまで	"	1. 418
40Wまで	"	2. 837
60Wまで	"	4. 255
100Wまで	"	7. 092
100W超過100Wまでごとに	"	7. 092
小型機器		
50VAまで	1 機器	2. 119
100VAまで	"	4. 237
100VA超過100VAまでごとに	"	4. 237
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 057
100VAまで "	"	0. 114
100VA超過500VA		
まで100VAまでごとに "	"	0. 114
1kVAまで "	"	1. 143
1kVA超過3kVAまで1kVA		
までごとに "	"	1. 143
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1. 201
二. 農事用電力		
(旧供給約款附則6の適用を受けていた お客さま)		
〔附 則〕		
1日につき		
0. 5 kW	1 契約	0. 300
1 kW	"	0. 601
2 kW	"	1. 201
3 kW	"	1. 802
3 kW超過1 kW増すごとに	"	0. 601
(2) 従量制供給	1 kWh	0. 183